

8、會社に於て適當の人物と認たる時は後々に於て復職せしむること（復職希望者なき模様）

9、暴行傷害を受けたる森力雄に對しては見舞金拾圓を贈呈する

10、争議團に見舞金として金六拾圓贈呈すること

十一、九州統一労働抗議書を縣當局に提出

本争議を指導したる九州統一労働組合同盟は右争議解決の際調停者が組合の参加を認めざりしに對し争議團に對する彈壓なりとして當局の措置に反感を抱き次の抗議書を提出したものである。

○ 抗議書

昨九日舞鶴バス争議の解決に當り東郷警察署長小崎及び縣保安課長吉原秀夫の採りたる態度は地位を利用して資本家

の便宜を計り労働者を壓迫したるものにして我々は全被壓迫大衆の利益擁護の立場から嚴重に抗議するものである。

舞鶴バス争議は九月七日並轉手二名の解雇が直接の原因として開始したものであるが賃銀の低廉及び一日十七時間と云ふ超労働時間等の劣悪労働條件が根本原因をなしたものである従がつてこの態度に抗して奮起した全争議團員は要求入れられずんば斷じて解決せず刀折れ矢つきで争議團内に餓死すると言へども初志を貫徹すべしとの悲壯な決意の下に起ち上がったのである然るに解決の當日である九日縣保安課長吉原秀雄は自から東郷署に向き争議指導機關を無視して直接に幹部を東郷署へ呼出しあの慘逆極まる解決條件を承認させ亦一方東郷署長は指導者たる組合幹部を署内に拘束して其の間に全争議團員を署へ引き出した上解決